

<b>法 学 (Science of Law)</b>		<b>5年・通年・2学修単位(β)・選択 5学科共通・担当 大井 哲郎</b>
[準学士課程(本科1-5年) 学習教育目標] (1)	[システム創成工学教育プロ グラム 学習・教育目標] A - 2(70%) A - 1(30%)	[JABEE 基準] (b)、(a)
<p>〔講義の目的〕 自己の専門分野として既に工学を選んでいる学生にも必要な、法についての教養を身に付けさせることを目指す。また、例えば社会人になってから趣味として法学を勉強しようと思ったときにも役立つように、法学に対する興味を喚起し、法学を学ぶ力を身に付けさせることを目指す。</p>		
<p>〔講義の概要〕 法学の全ての領域を詳しく扱うことは時間的に不可能である。しかし、全体的に広く浅く扱ったのでは捉えどころのない講義になりかねない。そこで、できるだけ多くの領域を扱うよう心掛けながら、各領域においてはある程度焦点を絞って深く掘り下げるというようにして講義を進めて行きたい。</p>		
<p>〔履修上の留意点〕 高専の5年ともなれば、講義は自分が勉強するための材料として存在しているだけであって、勉強は自分でやるものであるという基本的な姿勢で臨んでもらいたい。      暗記的知識というものも、基礎的な事柄に関しては決して不要なものではないが、高専5年の段階では、単なる暗記的知識の多い少ないのみで、成績の優劣が決まるようなことはない。むしろ、教科書なりノートなりを読んで、そこに書かれていることがきちんと理解できるという能力が求められているのである。定期試験において持ち込み許可物を認めるのは、それゆえである。従って、講義の際には板書事項を写すだけでなく、担当者が口頭で話していることも含めて貪欲にメモを取るようにしてもらいたい。      また、教科書に書かれていることや担当者が講義で話すことの全てが、そのまま鵜呑みすべきものでもないという点でも、初等・中等教育段階とは高専5年ともなれば異なる。それらを踏まえた上で自分自身で考えるということも必要になってくると心得てもらいたい。</p>		
<p>〔到達目標〕</p> <p>(1) 法に関する諸概念(例えば制定法・類推解釈・社会法・比較法学など)について理解すること。</p> <p>(2) 法についての知識(日本の憲法・刑法・民法といった主な法については、ある程度その細かい内容も含む)を身に付けること。</p> <p>(3) 法に関して論点となる諸問題(例えば未成年者は人権の享有主体か・刑罰は応報か教育か)について筋道を通して考える力を養うこと。</p> <p>なお、到達目標を定期試験ごとに分けて記述することは困難である。</p>		
<p>〔評価方法〕 定期試験の成績(前期末・学年末の2回の素点平均)100%とする。</p>		
<p>〔教科書〕 伊藤正己・加藤一郎編『現代法学入門』(有斐閣双書)</p> <p>〔補助教材・参考書〕 適宜プリントを配付し補助教材とする。</p> <p>次の文献は、受講者に購入の義務を負わせるものではないが、参考書として一読を薦めたい。</p> <p>①末川博編『法学入門』(有斐閣双書)</p> <p>②憲法研究所・上田勝美編『日本国憲法のすすめ—視角と争点—』(法律文化社)</p> <p>また、日本国憲法については全文を座右に備えておくことが望ましい。取り敢えず3年次の政経教科書があれば足りるが、上記①、②の文献には、いずれも巻末に日本国憲法が収録されている。</p> <p>なお、今年度より講義の概略を示すものとして、レジュメを配付する予定である。</p>		
<p>〔関連科目〕 憲法の分野など3年次の政治・経済と内容の重複するところについては、発展的に深められるようにしたい。</p>		

## 講義項目・内容

週数	講義項目	講義内容	自己評価*
第1週	開講にあたって	(担当者の自己紹介、シラバスに則して当該科目の説明)	
第2週	法とは何か	道徳など他の社会規範と比較した場合の法の特徴について	
第3週			
第4週	裁判の基準	裁判の基準にはどのようなものがあるか	
第5週			
第6週			
第7週	法の解釈	法の解釈の諸方法、法解釈学ほか法学の諸分野について	
第8週	法の分類	公法に属する法、私法に属する法、いずれにも属さない法としてどういう法があるか	
第9週			
第10週	立憲主義、基本的人権	立憲主義とはどういう原理か、憲法の人権規定は国民相互の間に効力を及ぼすか	
第11週		未成年者、天皇・皇族などは人権の享有主体であるか	
第12週	統治機構	日本において二院制を採用する意義はあるか	
第13週		内閣がいわゆる「7条解散」を行なうことには慎重であるべきか	
第14週		裁判所が違憲審査権を行使することには慎重であるべきか	
第15週			
前期末試験			
第16週	犯罪	犯罪の成立要件、特にそのうち違法性について	
第17週		犯罪の成立要件、特にそのうち有責性について	
第18週			
第19週	犯罪と刑罰に関する理論	犯罪と刑罰に関する、古典学派、近代学派、それぞれの理論について	
第20週	親族の範囲	親族の範囲とそれに関連する諸用語について	
第21週	婚姻	婚姻の要件、婚姻の効力、婚姻の解消たる離婚について	
第22週			
第23週	相続	相続人とその相続分について	
第24週			
第25週	財産法の基本原則、物権と債権	近代社会における財産法の基本原則はどのようなものか、物権と債権はそれぞれどのような権利か	
第26週	契約	財産法上の取引の手段としての契約にはどのようなものがあるか	
第27週	不法行為	損害賠償の責任が発生する不法行為とはどのようなものか	
第28週			
第29週	国際法の特質	未成熟な法である国際法には、国内法と比較した場合、どのような特徴があるか	
第30週	実定法と自然法	法概念のうちに自然法を取り入れることは妥当か	
学年末試験			

\* 4 : 完全に理解した。3 : ほぼ理解した。2 : やや理解できた。1 : ほとんど理解できなかった。0 : まったく理解できなかった。

(達成)

(達成)

(達成)

(達成)

(達成)